

熊本県公告第 645 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき平成15年3月25日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により錦町から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成15年9月5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンロードシティ
熊本県球磨郡錦町西字打越715番1号 外
- 2 市町村意見の概要
今回の届出内容を検討した結果、周辺住民の生活環境に対する影響はなく、届出どおり実施されることに異論はない。ただし、周辺に在する遊技場、ゲームセンター等青少年のたまり場となりやすいので、青少年の犯罪防止の面から警備保障会社の巡回を強化するなどの対策を望む。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局振興調整室
平成15年9月5日から平成15年10月4日まで

熊本県公告第 646 号

都市計画事業の施行について、九州地方整備局長の告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年9月5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成15年九州地方整備局告示第109号熊本都市計画都市高速鉄道事業九州旅客鉄道鹿児島本線及び九州旅客鉄道豊肥本線
- 3 事務所の所在地 熊本県熊本市春日一丁目15番25号
- 4 事業施行期間 平成14年3月11日から平成29年3月31日まで
- 5 事業地
収用の部分 平成14年九州地方整備局告示第25号の事業地のうち熊本市上熊本二丁目地内において事業地を変更し、平成14年九州地方整備局告示第25号の事業地に池田四丁目、池亀町、上熊本三丁目を加える。
使用の部分 平成14年九州地方整備局告示第25号の事業地のうち熊本市上熊本二丁目地内において事業地を変更し、平成14年九州地方整備局告示第25号の事業地に池田四丁目、池亀町、上熊本三丁目を加える。

熊本県公告第 647 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年9月5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品及び数量
男性警察官用冬ワイシャツ 1,683着
 - (2) 調達物品の規格及び品質等
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 納入期限
平成15年12月19日（金曜）
 - (4) 納入場所
熊本県警察本部警務部警務課
 - (5) 入札方法
ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領（昭和39年熊本県告示第386号。以下「審査要領」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
 - (2) 4の(3)記載の入札日の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）に基づく指名停止期間中でないこと。